

令和2年第3回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和2年3月17日、午前9時30分から、消防署講堂において、令和2年第3回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。
加藤 明（教育長）
今泉 浩史
城所 正彦
澁谷 香織
杉本 真紀子

- 1 出席説明員は、次のとおりである。
教育部長 石田 昭男
教育指導担当部長 大川 優
教育総務課長 町田 義信
学務課長 中島 英
指導課長 岸 知聡
生涯学習課長 関口 美鈴
学校給食課長 山本 有美
図書館課長 佐藤 由美子

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。
教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎
教育総務課教育総務係 加藤 綾子

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。
 - (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
 - (2) 日程第2 会期の決定
 - (3) 日程第3 教育行政報告
 - (4) 日程第4 第1号請願
 《2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願》
 - (5) 日程第5 第5号議案
 「令和2年度稲城市教育委員会職員の人事について」
 - (6) 日程第6 第6号議案
 「稲城市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則」
 - (7) 日程第7 第7号議案
 「令和2年度稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」
 - (8) 日程第8 報告事項

教育長 　ただ今から令和2年第3回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
　まず、傍聴の方々にお願いがございます。1. 会議に対して可否を表明したり、騒いだり、その他会議の妨害をしないでください。2. 会議開催中はみだりに席を離れないでください。3. 決められた出入り口から入退場してください。4. 傍聴人は委員席に入ることができません。5. 携帯電話・スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りください。これらの事項を守っていただきたいと思います。

　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」について、お諮りいたします。前例に従いまして、教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

教育長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、今泉委員にお願いいたします。

　次に、日程第2　「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

教育長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

　次に、日程第3　「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔教育行政報告〕

教育総務課長 　1 教育委員会後援名義について
2 寄附について
3 令和2年2月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
4 学校開放事業について
5 行政財産の用途変更及び所管換について

学務課長 　1 令和2年2月分不登校による欠席児童・生徒数について
2 平成31年度第4回東京都市学事・保健・給食担当課長会について
3 平成31年度第2回稲城市学校保健連絡会について
4 児童・生徒数、学級数（令和2年3月1日現在）について

- 指導課長
- 1 担当者事業について
 - 2 推進事業について
 - 3 研修事業について
 - 4 その他について
 - 5 教育センター関係について
- 生涯学習課長
- 1 社会教育活動の振興について
 - 2 芸術文化活動の振興について
 - 3 文化財の保護と普及について
 - 4 生涯学習推進事業について
 - 5 学校施設コミュニティ開放事業について
 - 6 放課後子ども教室参加状況について
 - 7 公民館主催事業の実施状況について
 - 8 令和2年2月生涯学習課利用統計について
- 学校給食課長
- 1 東京都市学事・保健・給食担当課長会第4回定例会について
 - 2 第3回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食運営管理研究部会について
 - 3 第2回稲城市学校保健連絡会について
- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
 - 3 分館主催事業について
 - 4 資料展示について
 - 5 城山体験学習館の主な事業について
 - 6 地域との連携について
 - 7 図書館の利用状況(令和2年2月)について
- 教育長
- 教育行政報告が終わりました。
- 本日は議事進行の都合により、日程第4 第1号請願、日程第5 第5号議案、日程第7 第7号議案、日程第8 報告事項のうちの1件を先に行い、その後、日程第6 第6号議案、日程第8 報告事項の残りの事項を行うことといたします。
- それでは、日程第4 第1号請願「2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願」を議題といたします。
- 本件につきましては、稲城市教育委員会会議規則第31条に基づき、委員会は、請願書を受理したときに、慎重かつ迅速に検討しその結果を教育長

を経て請願者に通知する必要があることから議題とするものです。

請願内容につきましては、教育総務課長より読み上げます。教育総務課長。

教育総務課長　それでは、請願内容を読み上げさせていただきます。2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願。請願の要旨でございます。

1、稲城市教育委員会の責任において、2021年度使用の中学校教科書について「主体的・対話的で深い」検討を加え、稲城市の中学生に及ぼす重大な問題点を明らかにするよう求めます。

2、教科書採択の現行制度を改め、既に国際標準とされているように、教員による採択制度とするよう文部科学省、東京都教育委員会に申し入れるよう求めます。

3、当面する採択においては、教員の意見を最大限尊重することを求めます。その際、教員の意見表明に対して「批判的記述の禁止」など制約をしないよう求めます。又、勤務時間内での調査を保障するよう求めます。

4、教科書展示について、市役所行政コーナーでの展示は、表示がなくわかりにくい、狭い、暗いなどの問題があるので、ロビーの中に設置するよう求めます。

5、採択の論議の際は、各委員が出版社名を明らかにして発言するよう求めます

6、採択の投票については、無記名とせず各委員の責任を明確にし、記名投票とすることを求めます。

7、傍聴者に出版社一覧表を配布するよう求めます。

8、市民アンケート結果の概要を、論議に先立ち報告するよう求めます。

次に、請願理由でございます。

1、1976年学力テスト事件最高裁判決は以下のように指摘します。「本来人間の内面的な価値に関する文化的な営みとして党派的な政治的観念や利害によって支配されるべきでない教育にそのような政治的影響が深く入り込む危険があることを考えるときは、教育内容に対する右のごとき国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請される」

当然、文部科学省も稲城市教育委員会も憲法擁護の義務を負うのですから、国家的介入による逸脱偏向について、検定に合格しているとの理由で主体的な検討を放棄することは、稲城市の中学生に対する責務として許されないのではないのでしょうか。最早、選択という結果だけを任務とするだけでは済まされない現状を認識し、勇気を持って「主体的・対話的で深い」審議をされるよう求めます。

2、教科書の内容が政権を付度するものに変化して来たのは、教育現場、つまり教員の意見が出版社に届かなくなったことが一つの要因でしょう。

既に1966年、ILOユネスコは「教員の地位に関する勧告」で「教員は教材選択と採用、教科書の選択、教育方法の採用などについて主要な役割が与えられるべきである」と述べています。

3、いわゆる「つくる会」「日本会議」「教育再生機構」によって作られた、憲法から逸脱する教科書への批判を回避するために、教員の評価に対し「批判的意見ではなく良い所を書く」などの制約がされました。教科書の評価という専門的で複雑な検討に対して機械的、画一的な枠をはめるなど論外の妨害です。自由記述とすべきです。

4、略。

5、6、教育委員は、議会で承認されたれっきとした公人であり報酬も税金です。責務を自覚し遂行しているのですから自らの判断はしっかりと責任を持って表明すべきです。

7、略。

8、略。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。質疑、ご意見等があれば、お願いいたします。今泉委員。

今泉委員 質問でございます。請願事項の1、2、3、5、6と7については、令和元年6月18日に開催した教育委員会に提出されました、「2020年度使用の小学校教科書採択に関する請願」と同趣旨のものと考えます。

その際に、1については「主体的・対話的で深い検討は、教科書採択において示されているものではないこと」、2については「採択制度の国際標準が、特に定めがないこと」、3については「教員の意見は自由記述形式で報告書を記載できること」、7については「教育委員会での配布資料にそもそも一覧表がなく、文部科学省において採択候補本の一覧を公表していること」という確認をしていますけれども、事務局において、その後、状況が変化したことがあるのかどうか教えてください。

教育等 指導課長。

指導課長 今のご質問の点につきまして、状況の変化というのは特にございません。

教育長 今泉委員。

今泉委員 状況変化はないということわかりました。また、5・6についても、前回の請願と同趣旨で、請願者の主観であるのかなと思われま

教育委員会として、5については「現状、教育委員会では各委員が自由に出版社名を挙げて発言することがあること」、6については「自らの責任と権限において、適正かつ公正に投票が行われるべきものと自覚・認識を持っているため、採択は無記名による投票が公正であること」と、その際にも確認していますが、そちらについても考え方は現在でも変わらないと考えております。意見です。

教育長 ほかに。澁谷委員。

澁谷委員 請願の4について確認したいのですが、よろしいでしょうか。教科書展示についてですが、「市役所行政コーナーでの展示は、表示がなくわかりにくい、狭い暗いなどの問題があるので、ロビーの中に設置するよう求めます」とあるのですが、教科書展示を市民の方の目のつきやすい場所で行い、より多くの方に教科書を見てもらうことは非常に有益なことと考えております。ロビー内に教科書展示を設置することは可能でしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 教科書展示でございますが、より多くの方に教科書を見ていただくために、これまでも中央図書館で展示場所や展示時間を拡大したりという対応を行ってきているところでございます。

今、ご質問のありました市役所の展示でございますが、市の行政情報が一堂に集まるコーナーにおいて展示を行うことにより、市民の方に対してよりわかりやすく情報が提供できるものと考えて、現在そのコーナーを活用しております。

また、教科書展示の管理を、教育委員会から総合案内の担当課に依頼しておりますので、総合案内に常駐している職員の目の行き届く場所である、行政情報コーナーを活用しているという現状がございます。

教育長 澁谷委員。

澁谷委員 行政情報コーナーで行う理由というのは、今、わかりました。引き続き、この教科書展示の目的を達成するため、わかりやすい表示や案内を行っていただきたいと思っております。意見です。

教育長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 それでは、請願事項の8、「市民アンケート結果の概要を、論議に先立

ち報告するよう求めます」とありますが、これについて、まず質問をしたいと思います。市民アンケートは、教科書採択の際には通常これまでもいただいていたわけですがけれども、この市民アンケートの目的、そもそもの趣旨はどういったものでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 市民アンケートの趣旨でございますが、教科書採択に当たりまして、より広い視野から意見を反映するというので、広く市民の皆様からご意見を伺えるように実施しているものでございます。

アンケートの内容でございますが、教科書採択における資料とするということで、教育委員、それから審議会委員の皆様にはご覧いただいているという状況でございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 市民アンケートがそのような趣旨ということ、今までの採択でも十分生かしてきているのではないかなど、今確認させていただいたところで振り返っております。より広い視野からの、また市民の視線、視点に立って、このように展示会の教科書を見たということを私たちは全てのご意見を確認した上で参考にして、採択に臨んできているわけです。

ここで、この請願の文言に報告とあるわけですが、報告というのは、本来的には何らかの諮問とか質問を受けた立場の方がそちらにお返しするというものが本来的な報告という言葉の意味と考えますと、これが誰から誰への報告というのがいま一つ、この文言だけでは不明な点がありますけれども、私たちに対して必要な報告は事前に十分されてきていますので、そういったことを考えますと、特にこちらの請願について、一つ新たにこれを取り入れる必要はないのではないかと考えます。意見です。

教育長 ありがとうございます。ほかに。城所委員。

城所委員 今、委員さんからお話も聞きまして、全般的な請願の内容についてですが、やはり既に対応していたり、新たに取り入れる必要性が特にないように私も考えます。これからもより一層教科書採択における審議会や研究委員会を始め、私たちが教育委員会での議論を活発に行うことによって教科書採択に責任を持っていきたいと考えております。これは意見でお願いいたします。

教 育 長 よろしいですか。ほかに。よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

教 育 長 再開いたします。それではこれより賛成意見をお願いいたします。

(なし)

教 育 長 意見がないようですので、賛成意見を終結いたします。
続きまして、反対意見をお願いいたします。

(なし)

教 育 長 特にないようですので、第1号請願「2021年度使用中学校教科書の採択
に関する請願」を採決いたします。

本請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手なし)

教 育 長 挙手がありません。よって、第1号請願は不採択となりました。

次に、日程第5 第5号議案「令和2年度稲城市教育委員会職員の人事
について」、日程第8 報告事項のうち2「令和2年度稲城市公立学校教
職員の人事について」及び日程第7 第7号議案「令和2年度稲城市立小・
中学校学校医等の委嘱について」を議題といたします。

第5号議案、報告事項1件及び第7号議案は人事案件であることから、
秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、第5号議案及び第7号議案及び報告事
項1件を秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退室を
求めます。暫時休憩します。

(暫時休憩) ※関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第5号議案及び第7号議案及び報告事項1件は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第5号議案及び第7号議案及び報告事項1件の秘密会は終了)

(暫時休憩) ※退席した職員と傍聴者が入室する。

教育長 再開いたします。

これより、第5号議案「令和2年度稲城市教育委員会職員の人事について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第5号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第7号議案「令和2年度稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第7号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 第6号議案「稲城市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案につきましては、地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員制度が開始されることに伴い、稲城市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する必要があるため本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。教育総務課長。

教育総務課長 それでは、稲城市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

議案概要説明書、新旧対照表をあわせてご覧いただけますでしょうか。まず、議案概要説明書の改正内容でございます。

第1条中「臨時的に任用された職員」の次に「及び同法第22条の2第1項の会計年度任用職員」を加え、本規則の適用から会計年度任用職員を除くというものでございます。

こちらの文言整理の理由でございますが、本市で現在採用しております特別職非常勤職員、専務的非常勤職員、こちら一般の事務ですとか、学校の市事務と呼ばれる学校事務職員とかがいらっしゃいます。それから臨時的任用職員、こちらは臨職と呼ばれています、一般の事務、学校用務員、それからスクール・サポート・スタッフなどの方がいらっしゃいますが、この方々につきまして、地方公務員法の改正により、令和2年4月より一般職の会計年度任用職員ということに身分が変わります。

こちらの規則でございますが、一般職の職員のうち、我々正職員と呼ばれる職員を対象にしており、会計年度任用職員は対象とならないため、地方公務員法第3条2項に規定する一般職の職員から除外するために、会計年度任用職員という文言を規程の中に加えるということでございます。

説明は以上でございます。

教育長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

教育長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第6号議案「稲城市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第6号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 報告事項のうち、1「新型コロナウイルス感染症の対策に係る教育委員会の対応について」を教育総務課長より、説明いたします。教育総務課長。

教育総務課長 それでは資料をご覧ください。新型コロナウイルス感染症対策に係る教育委員会の対応につきまして、ご報告いたします。

まず、1、教育総務課関係でございます。中止事業でございます。こちら、児童・生徒表彰式について中止しました。

2、学務課関係でございます。新規対応事業といたしまして、学校臨時休校に伴う学校給食費の返還の検討をはじめます。

それから3、指導課関係でございます。(1)中止事業。学校についてでございますが、稲城市立小・中学校全校臨時休業、こちら3月4日から3月25日までとなっております。続きまして、指導課事業でございます、①から⑧までございますが、各種校長会、主任会、研修等事業が記載のとおり、中止となっております。

(2)新規対応事業。稲城市立学校全校における第1学年から第3学年までの児童預かり事業をやっております。期間及び時間でございますが、3月4日から3月25日(水曜日)となっておりますが、23日(月曜日)までと訂正をお願いいたします。こちら時間は午前8時30分から午後2時まででございます。土日祝日、それから3月24日を除くとしております。

(3)変更事業。まず学校でございます。卒業式、こちら予定でございますが、小学校は3月24日、中学校は3月19日で、参加者については卒業生、卒業生の保護者は各家庭2名まで、及び教職員のみということで、稲城市教育委員会からの派遣は行わないとするということでございます。それから②、修了式や通知表等の受け渡しなど、その他臨時休業に係る対応については、決定次第、指導課より改めて学校に連絡するとしております。

2ページをご覧ください。指導課事業。教員研修について、記述しております。

4、生涯学習課関係でございます。(1)中止事業でございます。第二文化センター市民まつり、ふるさと郷土芸能まつり、いなぎICカレッジ展示・発表会、郷土資料室講座、公民館主催事業でございます。公民館主催事業の中央公民館、第四公民館につきましては、表にある記載のとおりでございます。

3ページ目、城山公民館につきましては、表の中にあります利用について、記述しております。それから、⑥いなぎICカレッジにつきましては、3月末まで中止としております。

(2)変更事業でございます。①放課後子ども教室、期間及び時間でございます。3月4日から3月23日まで、時間が午後2時から5時までとしております。3月24日から4月4日までは、午前8時30分から午後5時までとしております。期間中の土曜日につきましては、午前8時30分から午後5時までで通常実施という形でございます。②iプラザでございますが、子どもエリアのみ3月25日まで休館日としております。

5、学校給食課関係でございます。(1)中止事業。①学校臨時休業に伴う学校給食の提供中止でございます。こちらは3月4日から3月23日まででございます。それから②、③の記載のとおり、業者の選定委員会、給食主任会について中止しております。

(2) 新規対応事業でございますが、学校給食提供中止に係る、食材の停止、支払い等について納品業者への確認及び協議を行っております。

次に、5 ページ。6、図書館課関係でございます。中止事業につきましては、定例事業は3月末まで中止としております。具体的な事業につきましては、記載のとおり9事業について中止しております。次に、②開催を予定していた事業につきまして、記載のとおり三つの事業について中止しております。

次に(2) 変更事業でございますが、定例事業のブックスタート事業につきましては、本の配布のみの実施で、読み聞かせは中止としております。

②延期した事業でございますが、バックヤードツアー、子ども向けワークショップ、野菜づくりのコツと裏ワザ講座を延期としております。

説明は以上でございます。

教育長 以上で、報告事項1「新型コロナウイルス感染症の対策に係る教育委員会の対応について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。個別の事業についての中止とか、また新たに生じた対応へのこういった協議する場が増えたというような、個別の事業がどうなったかということは今のご説明でわかりましたが、そもそも稲城市教育委員会がこのように決定したという全事業の決定に至る、共通した判断基準というものですとか、市との関係の背景ですとか、そのこのところの経緯を簡単に結構ですので、ちょっと確認させてください。

教育長 教育部長

教育部長 まず、これ全てを教育委員会の事務局で判断したのではなく、稲城市では新型コロナ対策として、危機管理対策本部というのを立ち上げております。先週2月13日までに計12回を開催して、市の事業、市の施設でどういった方向とするか、全体的に市の方針として定めている部分があります。

基本的には、不特定多数の人が集まるような大きな事業、市の主催については、当初は対策をしっかりして、マスクをするなり、アルコールで消毒するなりして入場してもらおうかという方法もありましたけれども、やはり事態が収まらないということで、大きな事業ないしは主催事業については基本的には中止にしようということになりました。3月15日までとか、3月いっぱいとかというのは、所属の判断の中で決めたということになります。

あと、いわゆる市民主催、団体主催については、団体の意向に任せよう

ということになりましたが、ほぼ中止の判断をされた方が多かったです。もし実施するなら対策をしっかり講じて実施をしてくださいと意見を付してお願いをしたところ、ほぼ中止にしている状況ですが、例えば総合体育館については個人利用は基本的には禁止、ただし、団体利用については主催者判断ということになりますが、利用されている方もいる。

同時に学校開放についても、団体開放は主催者判断ということで対策を講じて実施をしていただいている中でキャンセルも半分ぐらいある。そんな中で、市の主催については基本的には中止にしていこうという判断で、決めております。

また、学校の休校につきましては、突然安倍首相が2月28日の夜に休校要請をされたということで教育委員会としても検討をして、危機管理対策本部に話をもっていったところ、3月2日からでは早過ぎるだろう、時期尚早で準備もないだろうということで危機管理対策本部の中で、市長会に加盟しているほかの自治体の状況も参考にして、3月2日、3日は準備期間として学校はやる、その後、準備をして周知をした上で4日から休校はどうだということで危機管理対策本部の中で判断をして実施しております。

その中で給食を実施するか否か、あと小学1年生から3年生、どうしても家の中では預かれないような、面倒を見られないような子どもたちについてはどうしようかという議論の中で、最終的に給食はやめる、停止とする。1年生から3年生については学校で預かる、それに応じて放課後子ども教室、学童クラブについては午後2時以降に預かろうという判断を、危機管理対策本部の中でして周知等もされております。

こういった稲城市のように12回危機管理対策本部をしているような近隣市はないようなのですが、必要に応じて状況を判断して対策を講じていくという中で、こういった事業についても中止等をさせていただいたところでございます。以上です。

教育長 杉本委員。

杉本委員 よくわかりました。ありがとうございます。

教育長 ほかに。城所委員。

城所委員 中止の最も影響の大きかった、いわゆる小・中学校の臨時休業の部分と、それに伴っての1年生から3年生の預かり事業という部分は、本当にご苦労があったことはお察しするところですけど、ここで先生方の動きがちょっと見えてこないのので、先生方はこの期間どんな動きをされていたのか、簡単にご説明していただければ。

教育長 指導課長。

指導課長 臨時休業期間中の教員の動きでございますが、まず、臨時休業期間中においても児童生徒の健康の観察は行うようにということで、例えば家庭に連絡を入れたり、配慮を要する児童生徒の家庭には家庭訪問をしたりという形で健康状態の確認をするように指示しており、そういった対応をしております。

また、小学校におきましては、1年生から3年生まで預かりを行うということですが、これは学級担任だけが対応するものではなく、学校全体、組織として対応するというように指示しておりますので、教員が、来た児童数にあわせて対応をしているということがございます。

その他、この臨時休業期間中、学習ができない状況がありますので、これを今後こういった形で学習の機会を補償するか、各学校で例えばそのための教材を作成したりとか、新年度の計画について見直しをしたりとか、そういったことを対応しているところでございます。

教育長 城所委員。

城所委員 ということは、休業といえども先生方は全て児童生徒の対応並びに新年度に向けての準備をされていた。その児童生徒の連絡の方法というのは基本的には電話ということでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 児童生徒の状況に応じてということになりますので、必ずしも電話ではありませんが、電話連絡をしている場合が多いと聞いております。

教育長 城所委員。

城所委員 本当に目に見えない部分で、先生方もいろいろご苦労があっただろうなとお察しいたしますので、ぜひ新年度に向けて取り組みをしっかりとやっていただければというふうに思っております。以上です。

教育長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 指導課に伺います。先ほど判断基準としては、大変丁寧に部長からご説明いただきましたけれども、一つに不特定多数の人が集まるということが、

先ほどお言葉としてありました。市民が集まる、特に生涯学習課関係の事業はそういったことでわかるのですけれど、ここで中止になっているさまざまな主任会、これらは不特定多数ではないかなというのと、これらは特に今回なくても何とか、もちろんせっかく設定したのですから意味のない会はないと思いますが、その会の軽重はいろいろとあるかと思うのですが、特にこの来年度の教育課程の編成の準備をしている時期、そして新学習指導要領の本格実施を控えているところ、また特別支援教室も新たに1校増えるなど、稲城市の学校が新年度に向けて大きく変化するという中で、例えば校長会や副校長会を全くなくしてしまってそこをどう判断されたのか。またなくしたことの補完としてどういう方法をされているのか。

もう一つ、定例校長、副校長会は2月27日実施予定だったということですが、首相の臨時休業要請が2月27日の夕方だったので、それが出る前に判断されていたというわけですよ。そのところ、こういうことで判断した、そのかわりにこうしているというところをお聞かせいただけますか。

教 育 長 指導課長。

指導課長 指導課主催の連絡会あるいは研修会を中止または延期にしたという判断でございますが、まず2月27日の段階で判断したのは、政府からの要請が出る前にやはり新型コロナウイルスが国内でも感染が広がっているというのがありましたので、指導課としては早めに判断するべきだろうということで、この時点で判断したということがございます。

それで、不特定多数ではないということもありますが、例えば会議の状況を考えますと、そんなに広くない会議室の中で全校の担当者が集まるということはかなり濃厚接触の可能性が高いということ、それから市役所なりふれんど平尾なりに来るまでの間の公共交通機関を利用する機会が多いということ。何よりも教員は児童生徒に直接関わるということがありますので、教員が万が一感染してしまうと児童生徒に非常に大きな影響を与えるということがありますので、万全の体制をとるためにやむを得ずこれらの連絡会なり研修会を中止したという状況がございます。

中止に当たりましては、各小学校・中学校校長会長とも確認をしまして、必要な連絡等につきましてはメールで発信したり、あるいは協議については校長会を通じて協議を行ったりと、全体での会議ができないことに関しましては、そういった形で補完していくということを確認しております。

また、臨時休業に入るに当たりまして、指導課の行政報告にも2月28日の臨時校長会の開催の記載があったかと思いますが、臨時校長会を開きまして、その場で臨時休業に入る対応について、あるいはこの間の連絡会、研修会が中止になることについては教育委員会からの指示、あるいは校長

からの意見を聞いておりました、その上で、共通認識を図った上でこういった対応をとっておりますので、指導課では一応そういう形で、学校と連携をとりながら臨時休業の措置をとったものと認識しております。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 よくわかりました。確かに、管理職が感染したということが起きたとして、それが校長会に出ているなんてことなどがありましたら、大変、市民、多くの方に不安、心配をかけてしまうことになりますので、そのところのご判断につきましては、承知いたしました。

通常の学校生活が展開されていたとしても、3月・4月は非常に心理的なサポートが必要な児童生徒が見えてきたり、また長期休業明けの子どもたちの心理については、近年大変サポートが必要ということを指摘されているわけですので、その休みの期間がこれだけ長くなったという、そして年度変わりということですので、そのところの学校との情報交換と、学校への子どもたちへの指導方法などのアドバイス等をぜひどうぞよろしくお願いいたします。これは意見で結構です。

教 育 長 ほかに。

(な し)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。お疲れさまでした。

(午前10時51分閉会)